

令和 2 年

# 議会運営委員会記録

令和 2 年 6 月 9 日

和 光 市 議 会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和2年6月9日（火曜日）  
午前 9時30分 開会 午前10時28分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

### ◇出席委員

委員 長	齊 藤 克 己 議員	副 委 員 長	熊 谷 二 郎 議員
委 員	安 保 友 博 議員	委 員	猪 原 陽 輔 議員
委 員	赤 松 祐 造 議員	議 長	吉 田 武 司 議員
副 議 長	待 鳥 美 光 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	松 永 靖 恵 議員	委 員 外 議 員	萩 原 圭 一 議員

◇欠席委員 なし

### ◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	中 蔦 裕 猛	総 務 部 長	鈴 木 均
企 画 部 次 長 兼 秘書広報課長	松 戸 克 彦	総 務 部 次 長 兼 総 務 人 権 課 長	亀 井 義 和

### ◇事務局職員

議会事務局長	喜 古 隆 広	議 事 課 長	末 永 典 子
議事課長補佐	本 間 修	主 任	小 林 厳

### ◇本日の会議に付した案件

特定事件 1 次の議会の会期予定について  
令和2年和光市議会6月定例会の会期日程等について

特定事件 9 その他議会運営に関することについて  
決算審査の体制等について  
決算審査にかかる要求資料について  
議会報告会の開催について  
令和2年度議員研修会について  
その他

午前 9時30分 開会

○齊藤克己委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められております。

松本市長、お願いいたします。

○松本市長 おはようございます。

本日は、令和2年6月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。

また、議員の皆様には、日頃から今般のコロナ対応では大変お世話になりまして、誠にありがとうございます。感謝を申し上げます。

さて、今定例会につきましては、明後日11日に開会すべく、4日に招集告示をさせていただいたところでございます。

提出案件でございますが、報告が4件、人事案件が13件、組合の設立が1件、事務組合の規約変更が1件、専決処分の承認が9件、条例の一部改正が6件、補正予算が2件の合計36件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務部長から順次御説明を申し上げます。よろしくようお願い申し上げます。

○齊藤克己委員長 なお、市長は公務のため、これで退席されます。

休憩します。(午前 9時31分 休憩)

再開します。(午前 9時32分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和2年和光市議会6月定例会の会期予定等について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、決算審査の体制等について、議会報告会について、令和2年度議員研修会について、その他であります。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは初めに、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和2年和光市議会6月定例会の会期予定等について議題とします。

提出議案は報告4件、議案32件です。

提出議案の説明をお願いいたします。

鈴木総務部長。

○鈴木総務部長 それでは、令和2年6月定例会に提出する議案について順次御説明をいたします。

お配りをしております議案資料等、提出議案の概要について御覧いただきたいと存じます。  
初めに、報告第1号、繰越費通次繰越しの報告について説明いたします。

令和元年度埼玉県和光市下水道事業会計のうち、19越戸川第1号雨水幹線整備工事（市道269号線）について、執行残額を翌年度へ通次繰越しをしたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、継続費繰越計算書を調整し、報告をするものであります。

次に、報告第2号、事故繰越しの報告について説明いたします。

和光市都市計画情報データ修正等業務委託において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応によって、受注者の業務体制の見直し措置が実施され、年度内の業務完了ができなかったことから、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、繰越計算書を調整し、報告するものでございます。

次に、報告第3号、繰越明許費繰越しの報告について説明いたします。

令和元年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第1号）、（第3号）、（第4号）、（第5号）及び（第6号）で計上しました15事業の繰越明許費のうち、年度内に終了した事業を除いた13事業について、翌年度へ繰り越すべき額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、報告するものであります。

次に、報告第4号、繰越明許費繰越しの報告について説明いたします。

令和元年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）及び（第3号）で計上しました2事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべく額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、報告するものであります。

なお、報告第3号及び報告第4号において、繰越事業につきましては、令和元年9月定例会、令和元年12月定例会及び令和2年3月定例会において御審議いただいたものでございます。

次に、議案第28号及び議案第29号、和光市固定資産評価審査委員会委員の選任について一括して説明いたします。

和光市固定資産評価審査委員会委員の芝波田大樹氏の任期が令和2年6月8日をもって満了となったため、引き続き同氏を、また本多好太郎氏の任期が令和2年6月9日をもって満了となったため、新たに浪間貞氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第30号から議案第40号までの和光市農業委員会委員の任命について一括して説明いたします。

和光市農業委員会委員の任期が令和2年7月19日をもって満了となるため、議案第30号につきましては、引き続き新坂篤司、議案第31号につきましては、引き続き山崎とよ子氏、議案第32号につきましては、新たに浪間兼三氏、議案第33号につきましては、新たに藤田雅彦氏、議案第34号につきましては、新たに櫻井茂雄氏、議案第35号につきましては、引き続き加藤政利氏、議案第36号につきましては、引き続き石田秀樹氏、議案第37号につきましては、新たに井

口恒氏、議案第38号につきましては、引き続き鳥井俊之氏、議案第39号につきましては、引き続き田中明氏、議案第40号につきましては、引き続き北嶋美栄子氏、以上11名の方々を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間となっております。

次に、議案第41号、朝霞和光資源循環組合の設立について説明いたします。

令和2年10月1日から朝霞市及び和光市のごみ処理に関する事務を共同処理するため、朝霞和光資源循環組合を設立することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第42号、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について説明いたします。

令和2年4月1日から、鴻巣行田北本環境資源組合が彩北広域清掃組合に名称を変更したことから、当該総合事務組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第43号、議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（和光市税条例等の一部を改正する条例）及び議案第44号、議案第47号、専決処分の承認を求めることについて（和光市都市計画税条例の一部を改正する条例）は、関連がありますので一括して説明いたします。

議案第43号、議案第44号の改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行された事項について、適用される関係条項について緊急に改正する必要が生じたため、議案第46号、議案第47号の改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の実施により、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布され、即日施行された事項について、適用される関係条項について緊急に改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により、和光市税条例等の一部改正及び和光市都市計画税条例の一部改正を行ったものであり、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。

次に、議案第45号、専決処分の承認を求めることについて（和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について説明いたします。

今回の改正は、国保税の軽減判定所得の基準額を見直しする地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることになりました。これを受け、市では適用される関係条項について緊急に改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により、和光市国民健康保険税条例の一部改正を行ったものであり、同条第3項の規定に基づき、その承認を求めるものであります。

次に、議案第48号、議案第49号、議案第50号及び議案第51号、専決処分の承認を求めることについては、関連がありますので一括して説明いたします。

令和2年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第1号）、（専決第2号）及び（専決第3号）並びに令和2年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている市民生活や地域経済を支援するため、国の特別定額給付金や市独自の中小企業小規模事業者支援金等の支給に係る経費のほか、小・中学校の再開に向けて必要な経費などを計上するものであります。当該補正予算につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第52号、和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、都市の低炭素化の促進に関する法律関係及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の手数料について所要の改正をしたいので、地方自治法第228条第1項及び第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第53号、和光市学童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、北原小学校内に放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室事業を一体的に運営する新たな学童クラブの設置等に伴い、関連規定を整備するため、この案を提出するものであります。

次に、議案第54号、和光市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、美化推進員の任用形態が非常勤特別職から会計年度任用職員へと変更になったことから、文言の整理を行うため、この案を提出するものであります。

次に、議案第55号、和光市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、和光市駅南口自転車駐車場について利用料金を改定するため、この案を提出するものであります。

次に、議案第56号、和光市国民健康保険条例及び和光市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給を行うため、この案を提出するものであります。

次に、議案第57号、和光市立公園条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、和光市アーバンアクア公園など運動施設を有する都市公園等を教育委員会へ移管が行えるよう所要の改正を行うため、この案を提出するものであります。

次に、議案第58号、令和2年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第1号）について説明いた

します。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億826万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ375億188万9,000円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明いたします。

款2総務費では、コミュニティ助成事業補助金を追加計上するほか、市街化区域農地に課せられる固定資産税・都市計画税を過大徴収していたことから、還付金や還付不納金返還金等を増額しております。

款3民生費では、北第二子育て世代包括支援センターの建て替えに伴う運営及びシステム移設に係る経費のほか、小規模保育事業所等の登園自粛した世帯への利用者負担額軽減助成金や本町学童クラブの待機児童を解消するため、指定管理料を増額するなどしております。

款8土木費では、道路拡幅工事を行うための道路詳細設計業務委託料を追加計上するほか、社会資本整備総合交付金の配分内示額に基づき、当初予定していた3路線のうち市道72号線舗装修繕工事について減額するなどしております。

款10教育費では、GIGAスクール構想の実現に向けた小中学校情報通信ネットワーク等整備業務委託料を追加計上するほか、午王山遺跡の公有地化に係る経費を増額するなどしております。

次に、主な歳入について説明いたします。

款16国庫支出金及び款17県支出金では、道路メンテナンス事業補助金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を追加計上するほか、子どものための教育・保育給付交付金や史跡等購入費国庫補助金の増額、社会資本整備総合交付金の減額などしております。

款20繰入金では、令和元年度にクラウドファンディング事業として募集を行った学校応援事業分の給付金を活用するため、まちづくり基金繰入金を増額しております。

款22諸収入では、一般財団法人自治総合センターからの助成金を追加計上しております。

款23市債では、校内ネットワーク整備事業債及び午王山遺跡用地取得事業債を追加計上するほか、社会資本整備総合交付金の内示に伴い、増額及び減額するなどしております。

また、歳入歳出調整後の歳入の不足額1億2,877万9,000円については、財政調整基金から繰入金をもって措置しております。

なお、和光市健全な財政運営に関する条例第9条第2項では、毎年度の起債の合計額が地方債元金償還額を下回るよう努めることとされていますが、今般の市債の増額補正に伴いまして、起債の合計額が地方債元金償還額を2億3,337万7,000円上回ることとなります。

地方債の発行につきましては、後年度の財政運営に大きく影響を与えるものとなりますので、今後も事業の重要性や緊急性を十分考慮した上で検討してまいりたいと考えております。

次に、議案第59号、令和2年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ278万6,000円を追加、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億4,041万4,000円とするものであります。

初めに、歳出について説明いたします。

款2 保険給付費では、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金を計上しております。

また、款5 保健事業費では、新型コロナウイルス感染症に感染した自営業者に対する傷病見舞金を計上しております。

次に、歳入について説明いたします。

款5 県支出金では、歳出で計上した傷病手当金の財源として、特別調整交付金を計上しております。

また、款7 繰入金では、歳出で計上した傷病見舞金の財源として、財政調整基金繰入金を計上しております。

提出議案の概要は以上でございます。よろしくお願いたします。

○齊藤克己委員長 提出議案の説明は終了いたしました。

休憩します。（午前 9時49分 休憩）

再開します。（午前 9時50分 再開）

なお、今回の議会運営委員会から、シールドパネルを設置しての委員会となっておりますので、御了承いただきたいと思います。

次に、議案の先議についてお諮りいたします。

初めに、報告第1号から第4号までは、議決の対象とならない報告事件ですので、質疑までとなり、討論、採決はありません。この質疑は通告を取らず、開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案第28号から第40号については、人事案件ですので、委員会付託を省略し、質疑は通告を取らず、討論省略し、開会日に採決したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

また、議案第30号から議案第40号は関連がありますので、一括して質疑を行うこととしたいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案第42号については、先例により委員会付託を省略し、質疑、討論は通告を取らず、開会日に採決したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕



異議ないというお声がありましたので、そのようにいたします。

次に、議案第43号から議案第51号は、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告を取らず、開会日に採決したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がございませんので、そのように決定いたしました。

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読一添付資料参照一〕

このように付託したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのように決定しました。

次に、請願・陳情についてであります。

今回は、提出期日までに受理した請願及び陳情はなかったことを御報告いたします。

次に、一般質問についてです。通告者は17人です。質問時間は、申合せにより再質問も含めて1人30分以内としたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

また、監査報告に対する発言通告は、なかったことを報告いたします。

次に、会期について、会期は20日間とし、常任委員会を2日間で、初日に総務環境常任委員会、2日目に文教厚生常任委員会としたいと思います。

また、一般質問は4日間とし、1日目を5人、2日目以降を1日4人としたいと思います。

次に、6月12日金曜日、6月15日月曜日から6月16日火曜日、6月24日が調査休会、6月29日月曜日を休会としたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は6月15日月曜日の正午までとしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議員から提出されました意見書案の取扱いについてであります。

日本共産党・やさしい未来の会から1件意見書案が提出されております。この意見書案の調整のため、6月17日水曜日、総括質疑の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないとお声がありましたので、それでは、そのように決定しました。

また、調整が整った場合は6月25日木曜日、一般質問3日目の本会議終了後に議会運営委員

会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

次に、今期定例会のポスターについてであります。

このような形で、ここ黄色く抜いてありますけれども、傍聴自粛のお願いを目立つように作成しておりますので、この内容で御了承いただきたいと思えます。

なお、ポスターについては、議員で分担し、市内掲示板に掲示しております。議会終了後は、掲示板から速やかに回収して下さるよう、改めて御留意願いたいと思えます。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙については、議長から報告がございます。吉田議長、お願いいたします。

○吉田武司議長 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について報告します。

市議会議員選出議員において1名の欠員が生じたため、同連合会規約に基づく選挙を実施する旨の通知がありました。今回、欠員1名に対し、候補者1名であったため、選挙は行わないこととなりましたので、御報告いたします。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

次に、6月定例会における新型コロナウイルス感染症予防対策について、議長から提案があります。

○吉田武司議長 5月15日に開催した会派代表者会議において、3密を回避するため、議席を一席置きに間隔を空けて着席することに決定しました。

なお、議席番号については、変更はございませんので、会派の皆様には周知をよろしくお願いいたします。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

以上で、次の議会の会期予定についての協議は終了いたします。

次に進みます。

特定事件9、その他議会運営に関することについてを議題といたします。

初めに、決算審査の体制等についてであります。

9月定例会に上程される見込みの各会計決算に係る議案は、これまでの議会運営委員会において全会一致で分割付託で審査する旨が、申合せ事項として決定しております。よって、令和元年度決算審査についても、両常任委員会による分割付託審査でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにさせていただきたいと思えます。

次に、効率的な決算審査を行うために、決算審査の資料の決定、提出要求を早めに行う必要がございます。これまでの要求資料を参考にした令和元年度の要求資料案を本日配付いたしましたので、各会派へ持ち帰っていただき、内容を検討の上、6月17日の議会運営委員会で決定したいと思えます。

休憩します。(午前 9時59分 休憩)

再開します。(午前10時00分 再開)

配付する要求資料は、データ提出が困難なものも含まれるため、紙ベースとなりますので、御了承いただきたいと思います。

次に進みます。

次回の議会報告会の開催についてでございます。

この報告会の開催については、現在、新型コロナウイルス感染症予防対策は、国の緊急事態宣言については全面解除がなされ、公共施設の使用制限や各イベント実施についても段階的に緩和されているところですが、第2波の到来予測や、あるいは秋以降のインフルエンザ等の流行が懸念されているところでもあります。

つきましては、議会報告会の件については、9月定例会終了後、改めて開催の可否についてお諮りしたいと思います。御了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、9月定例会終了後、改めて開催の可否について決定するというので、決定させていただきたいと思います。

それでは、以上でその他議会運営に関することについての協議を終了いたします。

次に、今後の議会運営委員会などの日程を確認させていただきたいと思います。

そちらにも掲示しておりますけれども、6月17日水曜日、本会議終了後、意見書案の調整、決算審査に係る要求資料の決定について、また議員研修会について。そして、この中で講師や内容についての希望や紹介について確認をさせていただきたいと思います。

2点目は、6月25日木曜日、本会議終了後、調整が整った場合、意見書案の確認。

3点目が、6月30日の火曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打合せ1回目、第2委員会室で行います。

4点目が、7月8日水曜日9時半から議会だより事前打合せ2回目、第2委員会室で行います。

5点目が、7月14日火曜日9時半から広報議運、第2委員会室で同じく行いたいと思います。

以上、日程を確認願いたいと思います。

議長から、その他の日程についてであります。

吉田議長、お願いいたします。

○吉田武司議長 議員会の日程についてです。

監査、6月9日火曜日、本日、議運終了後にパソコンルームにて監査を行います。監事、熊谷議員、会計、伊藤・小嶋議員、よろしくお願いたします。

役員会及び総会について、6月26日金曜日、本会議終了後に行います。役員会は第2委員会室で、その後に総会については書面会議で行います。

また、毎年開催しています埼玉県市議会第5区議長会議員研修会については、新型コロナウ

イルス感染症予防対策として中止となりましたことを報告いたします。

○齊藤克己委員長 よろしくお願ひいたします。

次に、6月2日に開催した議会運営委員会で、会派新しい風・国民民主から提案がございました政務活動費の一部削減について、各会派の意見をお願ひしたいと思います。

まず初めに、改めまして、新しい風・国民民主から提案説明をお願ひしたいと思います。

猪原委員、お願ひいたします。

○猪原陽輔委員 6月2日にも、今、委員長がおっしゃられたとおり、提案させていただきましたが、政務活動費の新型コロナウイルスの対策の一環として、議会の政務活動費を削減という事で提案させていただきました。

理由といたしましては、本日も先ほどこの議会に上程された議案の説明というのがなされましたが、専決処分のほうで、和光市にとっては非常に負担の重い額の補正予算というのが専決されているというわけですので、これはやはり議会といたしましても、この市の姿勢と歩調を合わせてできる限りの負担をすべきではないかということでございます。

逆に、やらないということになりましたら、やはりこれ市民に対して説明がなかなかつかないのではないかなというふうに考えております。また、他の市議会においても負担をしているという事例というのはたくさんございます。

以上の理由から、やはり和光市議会としてもできる限りの負担をするという事で、政務活動費の削減ということを改めて提案させていただきたいと思ひます。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

それでは、会派からお願ひしたいと思います。

まず初めに、緑風会、安保委員、お願ひいたします。

○安保友博委員 緑風会としましては、今、猪原委員から御提案のありました政務活動費の不請求に対しては、前向きに考えたいというふうに思っております。

具体的な算定に関しましては、なかなかこの基準が難しいところではあるんですけども、今後の新型コロナウイルスの動向も分からないというのがありますので、当面の算定方法としましては、既に4月からの3カ月間なかなか外で活動ができなかったという実態がありますので、そこに合わせて3カ月分を削減するという案でいかがというふうに思っております。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

それでは、まちづくり市民の会、赤松委員、お願ひいたします。

○赤松祐造委員 私らとしては、本当にこの政務活動費というのは、市議、政治家としては本当に大切な部分なので、基本的にはこういうところには触らないほうが私はいいと思ひます。単なるパフォーマンスでやっても、その効果は大したことないです。

ただ、やはりこの話を一通り聞いて、最後に決めようと思ひますけれども、活動できなかったから何とかとか、そんなことはやっぱり議員として言うべきことではなくて、こういうときだからこそ活動しなければならないんです。

今回も議会で専決なんかがどんどん出ていますけれども、本当はその前に臨時議会をやるとか、それやるべきだったと私は思うんです。やっぱり世紀のこの大疫病が起きているのに、議員がじっと家にいるのではよくないと思います。そういう面で、一通り聞いた後で、採決で判断したいと思っています。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

続いて、日本共産党、熊谷委員、お願いいたします。

○熊谷二郎委員 日本共産党は、今回のコロナ対策に関わっての財政支出という部分が、議会というか、執行部のほうでいろいろ出されているわけですが、その一つの、別の方法として、議員の報酬削減という案もあるかなと思うんです。

しかしながら、和光市においては、報酬については、本当に県内でも最下位のほうの報酬金額であり、そこから捻出していくというのは、それなりに影響があるのかなということも考えると、それ以外の方法で算出できないかという点では、一つは政務活動費の部分、それを削減して充ててもらうとか、あるいは議会研修、管外研修等の交通費、これも今回行き来ができないということもありますから、その辺のことを今回は見送って、その費用を充てていくという、そういった方法にして貢献していくという手があるのではないかなという。そういう面では、政務活動費を全てやるというのは、これはちょっとむちゃな話で、それなりに政務活動していく上で必要な経費については、最低限保証してもらおうということもあるので、共産党としては2期分、いわゆる6カ月分ということ、そこまではよろしいかなというふうに考えています。

○熊谷二郎副委員長 議事を委員長より交代します。

公明党、齊藤委員。

○齊藤克己委員 公明党としましても、まとまるものであれば政務活動費については減額もやむを得ないのではないかなというふうに考えております。

先ほどもそれぞれの委員がお話があったとおり、コロナ対策で市のみならず、やっぱり市民の皆さんも非常に痛みを被っているわけで、その中で議会としても何らかの形で負担をしていくということは、それぞれ意見があるかと思いますが、まとまるころに関しては、まとめ上げていきたいというふうに思っている次第でございます。

金額について、1期あるいは2期というお話が出ておりますけれども、それについては、それぞれ協議した上で決定していただければというふうに考えております。

○齊藤克己委員長 議事を交代いたします。

それでは、政務活動費の面についてですので、オブザーバーの方からも御意見を頂戴したいと思います。

歩みの会、小嶋議員、いかがでしょうか。

○小嶋智子委員外議員 政務活動費についても、和光市はやはり水準が低い中で活動しております。大変厳しい状況ではありますけれども、市の財政状況、それから市民の皆さんの状況を鑑みて、やはり議員も一緒に痛みを伴うということで、少しでも市の財政のほうにも貢献がで

きたらというふうに考えますので、1期分、2期分については、皆さんで協議をしていけばと思います。一部削減については賛成です。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

やさしい未来の会、松永議員、お願いいたします。

○松永靖恵委員外議員 政務活動費については、減額はやむを得ないかと思っております。

また、政務活動費を請求する期間とか、金額に関しては、皆さんと協議しながら前向きに検討していけたらと思っております。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

和光市民の会、萩原議員、お願いいたします。

○萩原圭一委員外議員 私も現在の社会情勢からすると、政務活動費の削減もやむを得ないのではないかと思います。期間等については、協議の上、決定するのがよいと思います。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

おおむね政務活動費の削減については、御了解というようなお声が多かったわけです。改めて赤松委員、皆さんの、ほかの方の御意見を頂戴しておりまして、賛同されておりますけれども、それで御了解いただいてよろしいか確認をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○赤松祐造委員 やはりこうやってしっかり審議してから、全体主義で物事を決めているような様式はこれからの時代には通用しないわけです。それぞれの意見を言って、本当であれば3分の2ぐらいの採決取って、反対の者あり、賛成もあり、多数で決まりましたというのが本当は民主主義。これ全体主義でやるのは、正直言って昔のやり方なんですよ。

だけど今、このコロナというのは、本当に世界大疫病で、まだこれが1年、2年、3年ずっと先々続くかも分からないわけです。

だから、やはりこういうときには、本当にもっともっと議論して、議事を休むのではなくて、前回の一般質問なんかも休むのではなくて、本当に議員は表面に出ていかなければいけないと思うんです。

そういう面で、議長も何度も何度も私に聞いてきましたけれども、私の意見も聞いてもらったような気もいたしますので、一応賛成します。

ただ、市に渡すときに、この僕らの金額は大した金額じゃないです、予算から見れば。それで世の中にパフォーマンスしても効果のあるものじゃないです、はっきり言って。だけど、やっぱり大切なみんなのお金なわけですから、使い道はしっかり執行部に伝えていただければ、私は賛成いたします。議長のお言葉もらいます。

○齊藤克己委員長 わかりました。ありがとうございました。

要望等の内容については、この後、正副議長のほうで市に対して要望活動を行うというふうにお聞きしておりますので、しっかりお伝えをしていけるのかなと思っております。

それでは、赤松委員も御了承いただいたということで、具体的な金額を設定させていただき

たいと思うんですけれども、今1期あるいは2期というお話が出ました。ほかの方で御意見、2期は共産党から出ておりますけれども、御意見ございますか。

赤松委員、お願いいたします。

○赤松祐造委員 私は1期でいいと思います。

○齊藤克己委員長 1期。

ほかにごございますか、意見のほうは。

猪原委員はいかがですか。

○猪原陽輔委員 そうですね、1期、2期というので、なかなかその判断は難しいところではございますが、私どもといたしましては、やはり市も相当の負担をしているということで、やはりできる限りということで2期のほうがいいのではないかなというふうに思います。

○齊藤克己委員長 それぞれ1期、2期、いろいろ考え方がございますけれども、ほかにごございますか。

安保委員、お願いいたします。

○安保友博委員 先ほど緑風会としましては、1期分3カ月分ということを上申しましたけれども、一つ今後の方向性ということで考えると、第2波とか第3波が来たときに、また同じように削減する予定にするのか、しないのかというところでの判断もあろうかと思えます。

そういう点で、今回1期3カ月分と言ったのは、とりあえず今回に関しては3カ月、今後また新たにそういう事態が発生した場合には、そこでまた判断するということを考慮しての3カ月ということなので、そこは皆さんと意見を合わせていきたいなというところですけども。

○齊藤克己委員長 休憩します。（午前10時16分 休憩）

再開します。（午前10時25分 再開）

政務活動費の一部削減については、それぞれお考えがございましたけれども、各会派御了解いただいて削減するというようなことで、まとまったかと思えます。

そして、金額のほうですが、やはり政務活動費、非常に大切な、今まで勝ち取ってきた議会議員としての活動費でございますので、削減については様々な御意見がございまして、私からの提案として1期分6万円の削減で、それぞれ各委員思いが違いますけれども、御了解、御協議いただけたらというふうに思っております。

提案をさせていただきますが、各会派から御意見を頂戴したいと思います。

まず最初に、緑風会、安保委員、お願いいたします。

○安保友博委員 皆さんの意見を合わせまして、合意を得られるというところで、委員長提案に賛成いたします。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

続きまして、新しい風・国民民主、猪原委員、お願いいたします。

○猪原陽輔委員 私どもの会派も合意をするという点でいくなら、1期という御意見があるということで、やはりそちらに合わせていくという委員長の御提案で了承いたします。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

まちづくり市民の会、赤松委員、お願いいたします。

○赤松祐造委員 合意でお願いします。

○齊藤克己委員長 ありがとうございます。

続いて、日本共産党、熊谷委員、お願いいたします。

○熊谷二郎委員 委員長の提案にあったように、皆さんが合意できる範囲での1期分ということで了解いたします。

○熊谷二郎副委員長 議事を交代します。

公明党、齊藤委員。

○齊藤克己委員 公明党としましても、合意を図られるのがやはりいいのではないかということで、1期分で了解したいと思います。

○齊藤克己委員長 議事を交代いたします。

ほかに御意見ございますか。よろしいですか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、政務活動費の一部削減、皆さん合意していただいた1期分の削減と、先日の議運で決定した常任委員会行政視察中止に伴う旅費の削減で捻出した不用額の活用については、市へ要望することといたします。

なお、要望案等の内容については、正副議長に一任願いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

そのほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時28分 閉会



和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 齊 藤 克 己